

建設工事の低入札価格調査制度の改正について（お知らせ） ～調査対象者と契約する場合の措置の追加～

令和6年7月
山口県土木建築部

「山口県低入札価格調査実施要領」を改正し、低入札の調査対象者と契約するすべての工事において、下記のとおり措置を追加することとしましたので、お知らせします

○改正内容

山口県低入札価格調査実施要領の12に基づく調査対象者と契約する場合の措置として、「契約保証額の引上げ」及び「前払金の額の減額」を追加

	現 行	改 正 後
契約保証額の引上げ	10%	30%
前払金の額の減額	40%	20%



○適用年月日

令和6年10月1日以降入札公告又は指名通知する案件から適用

※要領は、山口県技術管理課のホームページでご確認ください。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23406.html>)